

審議した主な議案

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金に係る不適切な事務処理の責任を負い、町長及び副町長の給与の支給額を減額するため条例を改正する。

【主な質疑】

問 不適切な事務処理に対する担当職員、担当課長の処分が決まったからの、町長、副町長の給与の減額なのか。
答 事務遺漏についてはお詫び申し上げます。担当職員の処分は2月13日の議会全員協議会で説明後、2月24日に懲戒審査委員会を開催し3月1日付懲戒辞令の交付を行った。

猪苗代町出産手当支給条例の一部を改正する条例

子育て世帯への経済的支援の拡充を目的として、出産手当の額を増額するとともに支給要件を5月以上から3月以上住所を有するごとに緩和するため、条例を改正する。

【主な質疑】

問 国籍要件を廃止したのは、答 国籍要件で支給できなかった事例があったため、一定期間、町に住所を有するものであれば支給する。
問 出産手当一律20万円の基準は。
答 第4子以降の金額が20万円。それを第1子から支給。
問 出産手当を増額する多くの自治体は、1年以上の住民登録など当町よりも厳しい要件なのでは。
答 毎年、住所要件で支給されなかった方がいたので、住所要件を5か月から3か月に変えた。

賛成討論

【鈴木 元】
20万円に異論はない。この要件緩和では猪苗代町で生み育てるという目的には達しない。

賛成討論

【大高 佐代美】
経済的理由で出産をためらっている方の後押しになる。

【渡部 一登】

初めから手厚い支援が必要。そのうえで猪苗代町が好きで住んでいただきたい。

【五十嵐ミエ子】

縛りがなく誰でも気軽に猪苗代町に来て出産できる。

追加議案

猪苗代町こども園条例の一部を改正する条例

こども誰でも通園制度を実施するにあたり、事業内容、保護者の費用負担など事業の実施に必要な事項を定める。

反対討論

【五十嵐 ミエ子】
全国の自治体で開始されることも誰でも通園制度には反対。

町道堅田三ツ和線舗装補修工事請負契約の一部変更

当初契約では標準工事期間の確保が困難なため。

【主な質疑】

問 工事期間が確保できない要因は。
答 12月に国の補正予算を確保。当初契約では繰越できず、先日繰越承認の議決があったことから、工期を8月31日まで伸ばすもの。

【審議した議案と可決状況】 下記以外の議案については全会一致で可決しました。

件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	結果
	長友海夢	山内浩二	大高佐代美	渡部一登	星野あけみ	瀧田勝昭	渡辺真一郎	五十嵐ミエ子	後藤公男	関沢和人	鈴木元	長澤操	
議案第26号 猪苗代町出産手当支給条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	議	可決
議案第48号 猪苗代町こども園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議	可決

※賛成：「○」、反対「×」、議長「議」、同数の場合には議長が採決に加わる。

臨時会

あ ら ま し

令和8年第1回臨時会は1月30日に開催され、町長から提出された議案は、専決処分の承認1件、令和7年度一般会計補正予算1件の2件で、原案のとおり、全会一致で可決しました。

【主な審議内容】

○専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度猪苗代町一般会計補正予算(第8号))

1月23日に衆議院が解散したことから、衆議院議員総選挙に係る経費を早急に計上し、執行する必要があるため、地方自治法179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により報告、承認を求めるもの

○令和7年度猪苗代町一般会計補正予算

(第9号)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援の実施を目的として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う高齢者世帯支援事業、物価高対応子育て応援手当、食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援給付金及び猪苗代町民応援デジタル商品券交付事業、猪苗代町電子クーポン発行事業に係る予算を計上。

【主な質疑】

問 子育て世帯は町独自に1万円上乗せ給付か。
答 国からの交付金の中で予算調整し上乗せ給付。

問 なぜ電子クーポンで給付するのか。
答 精算において間違いと手間がかからない。

問 使用の際、高齢者等へのサポートは。
答 電話等での問い合わせや、使用店舗でも問い合わせに対応する。

あ ら ま し

令和8年第2回臨時会は2月13日に開催され、町長から提出された議案は、専決処分の報告1件、工事請負契約の締結1件、工事請負契約の一部変更1件、財産の処分1件を、原案のとおり、全会一致で可決しました。

【主な審議内容】

○町道堅田五百苅線流雪溝整備工事請負契約の一部変更

追加工事等により契約金額を275万円増額。

【主な質疑】

問 追加工事は契約当初に分からなかったのか。
答 施行中に判明したもの。

○町道堅田三ツ和線舗装補修工事請負契約の締結

老朽化した道路舗装を補修し、安全・安心な道路環境の維持を図るための工事請負契約。

◎契約金額 1億203万円

※令和8年3月定例会において、この工事の予算の次年度への繰越と、工期を令和8年8月31日とする変更契約を承認しました。

○ごみ焼却施設等解体工事請負契約の一部変更

当初の契約を上回る多量の耐火煉瓦の運搬と処分が必要となったため、工事請負契約金額を2,992万円の増額変更。

【主な質疑】

問 設計の段階で現地調査は行わなかったのか。
答 現地確認は行わず、設計図での積算。

問 請負金額が増額になった要因は。
答 耐火煉瓦の量が当初見込みの3.5倍となり、運搬及び処分費用が増えた。

○財産の処分について

乳下公有林野等官行造林地(使用収益権者：西山組合同会)の売払。

人権擁護委員候補者の推薦について意見を求められました

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、鈴木重隆氏を推薦することに異議がない旨、答申した。
任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日まで。

すず き しげ たか
鈴木重隆氏
(白津)

